



# 日刊動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番  
(公) 043 (222) 7207 番

98.5.6 No.4779

## 全力で5・24総決起集会へ①

# 地球上の全域で自衛隊が参戦

### どのようにでも拡大解釈できる恐るべき有事立法

4月28日、橋本内閣は、新安  
保ガイドライン関連法案の閣議  
決定を強行し国会に提出した。  
①周辺事態法案、②自衛隊法  
の改悪、そして③日米兵たん協  
定(ACSA)の改悪の三項目か  
らなる新ガイドライン関連法案  
は、恐るべき有事立法である。

### 根本的な問題

とくに周辺事態法案は、「周  
辺有事」の際に、日米共同作戦  
の形式をとって、自衛隊が参戦  
すること、そのために、国家・  
地方自治体等の機能の総動員体  
制をとることを定めた法律案で  
ある。「戦争の放棄をうたった  
戦後の憲法体系を全面的に解体  
する戦争法案」有事立法だ。

しかも周辺事態法案は、「法  
としての体裁・形式すら無視し  
て、どのようにでも拡大解釈で  
きる定義をもって、国会の承認  
すら受けずに、自衛隊が参戦す  
るといふ恐るべき法案だ。

朝日新聞ですら、次のように  
延べている。「法律の文言は明  
確で、誤解を生じないようにす  
るのが立法の作法である。だが、  
政府が今国会に提出した『周辺  
事態法案』は、憲法九条との抵  
触の問題以前に、そもそも法律  
のあり方として根本的な問題を  
含んでいる」と。

### 周辺事態とは？

何よりも、法案のタイトルで  
もある「周辺地域」「周辺事態」と  
いうの概念そのものが全くあい  
まいだ。法案では、「我が国周

	日本領海・領土	戦闘地域と一線を画された海域	
		公海	他国領海
後方地域支援	輸送	○	×
	補給・整備・衛生等	○	×
	戦闘員の捜索・救難	○	○ (その国の同意が必要)
	国連決議に基づき船舶検査	○?	○? (ほかの国の活動海域とは区別した海域)

辺の地域における我が国の平和  
及び安全に重要な影響を与え  
る地域」と定義されている。  
どこまでの地域を「周辺地域」と  
するのか、どのような事態をも  
つて「周辺事態」とするのか、一  
切の定めがないのだ。

この間の国会審議のなかでの  
政府の見解も、「地理的な概念  
ではない」「特定の地域をさす  
ものではない」「地理的な概念  
というよりも、むしろ事態とい  
うものに着目した考え方である」と  
いうのだ。また、96年4月の  
国会答弁では、「『極東』より  
も広い地域で、日本に重大な影  
響を及ぼしうる中東やマラッカ  
海峡、南沙諸島なども含まれる」と  
している。つまり、アジア全  
域はもとより、ペルシヤ湾など  
中東・アフリカなど、無制限に  
地球上の全地域が対象になると  
いうことなのだ。

従来の安保条約には、「極東  
条項」という項目があったが、  
それを破棄して「周辺」とした  
のは、はじめから「極東」概念

を超える意図があったからであ  
る。「北朝鮮、中国本土は『極  
東』には含まれない」というの  
がこれまでの解釈であった。つ  
まり、この意図は、北朝鮮、中  
国をはっきりと対象地域とする  
ということなのだ。

### 「後方地域」?

また、物品・役務の提供、捜  
索・救助、船舶臨検等の「後方  
地域支援」を行うというの法案  
の内容だが、「後方地域」の規  
定も全くあいまいだ。「戦闘行  
為が行われることがないと認め  
られる我が国周辺の公海及びそ  
の上空の範囲」というのである。

「湾岸戦争」を見ればはつきり  
しているとおり、航空機やミサ  
イルが主要な戦争手段となる現  
代の戦争のなかで、このような  
定義が何の意味もないことは明  
らかだ。しかも、法案に定めら  
れた各項目自体が、戦闘行動の  
一貫であることは明らかである。  
そもそも、「後方地域」問題

は、「戦闘地域と一線を画され  
た地域」として議論されてきたが、  
法案づくりの当局者自身が、「  
もともと抽象的な概念だった『  
一線論』を地図上で具体化する  
ことになってしまった。そこに  
無理が出てきている」と言わざ  
るをえなくなっているのである。  
また、捜索・救難活動は、「  
外国の領域でも行うことができ  
る」とされ、自衛隊法の改悪に  
よる「邦人救助」は、自衛隊が  
軍艦で他国にのり込むことがで  
きる内容となっている。  
つまり、「後方地域」は、政

### どんな武器でも

府の判断ひとつで、どのような  
地域にも設定でき、また変更も  
自由に行えるということだ。

さらに、武器使用の問題があ  
る。これも「生命または身体  
の防護のためをえんない必要があ  
ると認められる場合には、その  
事態に応じ合理的に判断される  
限度で武器を使用することがで  
きる」との文言が、全項目にわ  
たって盛り込まれている。「合  
理的に判断される限度」という  
だけで、どのようにでも判断で  
きる。しかも、使用できる武器  
の限度も限定していない。そも  
そも、物品・役務の提供や臨検  
捜索・救難等の行動は、自衛隊  
の艦艇や航空機、ヘリコプター  
などによって行われる行為であ  
り、その際の武器使用は、決し  
て小火器などではないのだ。

### 政府の判断だけで

しかも、こうした「周辺事態  
の認定にはじまり、自衛隊の戦  
闘行動への出動など一切の行為  
が、『政府の判断』「閣議の決  
定」ひとつで、「内閣総理大臣  
の指揮監督」によって、「迅速  
に実施」されるといっているので  
このようなものが「法律」とし  
てまかりとおろうとしているの  
だ。恐るべきことである。「実  
質的に専守防衛政策との最終的  
決別を意味する」(朝日新聞)。  
新安保ガイドライン関連法を  
絶対に阻止しよう。全力で、  
5・24総決起集会へ!